

代理受領制度について

○代理受領制度とは

代理受領制度を活用できる補助事業が完了した後、申請者（建物所有者等）からの委任により、申請者に代わって、事業者（耐震診断・改修技術者や工事施行者）が直接補助金を受けとることができる制度です。

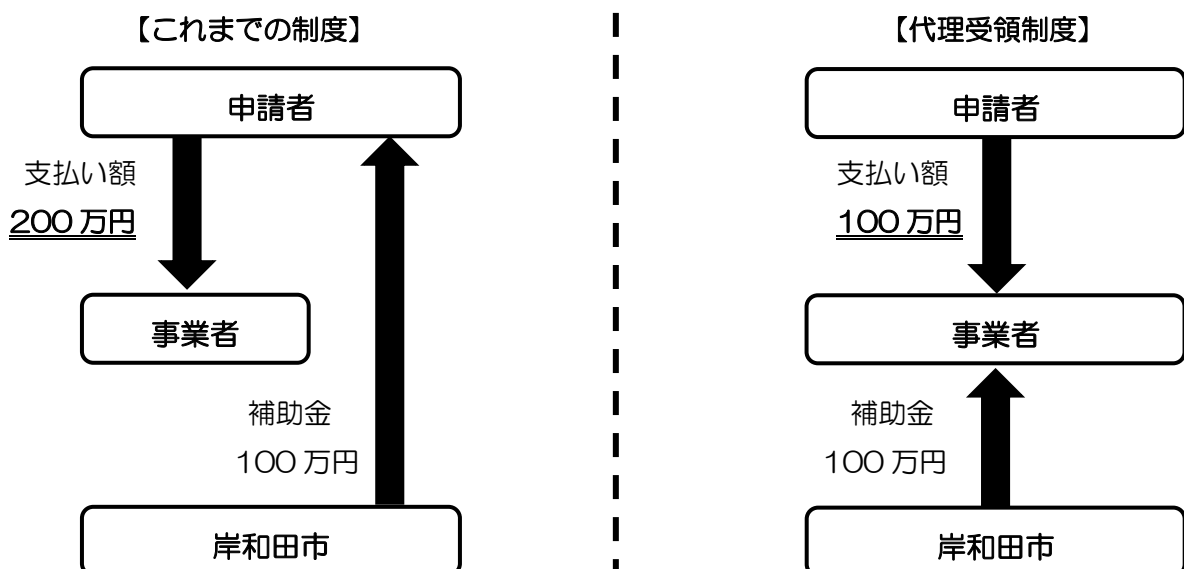
この制度を利用することで、申請者は耐震診断や改修・除却工事の費用から補助金を差し引いた金額のみを支払うことになり、診断や工事に係る立替費用の負担が軽減されます。

○代理受領制度を活用できる補助事業

- ・耐震診断補助
- ・耐震改修設計及び改修補助
- ・耐震シェルター設置補助
- ・木造住宅除却補助
- ・不良空家除却補助
- ・空家リフォーム補助

○代理受領のイメージ（耐震改修設計及び改修補助の場合）

例：設計・改修工事費が合計 200 万円で、補助金が設計・改修工事合わせて 100 万円の場合



※代理受領制度を利用するかどうかは、申請者の方で選び頂けます。

制度を利用する際は、申請者と事業者が代理受領制度を理解し、合意した上で利用してください。

※補助事業によって、補助金額は異なります。